　その１の(２)（往診診療者等の場合）

診療業務開始届出書診療業務開始届出書

年　　月　　日

　　北海道知事　様

法人にあっては、主たる事務所の所在地　（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

住　所

法人にあっては、その名称及び代表者氏名（法人にあっては、その名称及び代表者氏名）

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　印

診療業務を開始したので、獣医療法第３条の規定により、次のとおり届け出ます。

１　往診診療者等の氏名及び住所（名称及び主たる事務所の所在地）

２　開始の年月日

３　使用する主な器具及び機械の品目及び数量

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 品目 | 数量 | 品目 | 数量 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

４　エックス線装置の有無　　有（別紙のとおり）・無

５　診療用機器等の管理者の氏名及び住所

６　診療の業務を行う獣医師の氏名等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名 | 登録年月日 | 登録番号 |
|  |  |  |

７　診療の業務の種類（診療の主たる対象）　産業動物、小動物、その他（　　　　　　　　）

８　定款（法人の場合に限る）　別添のとおり

９　診療規程及び診療費徴収規程の有無　有（別添のとおり）・無

注１　**「１　往診診療者等の氏名及び住所」**については、往診診療者等が獣医師である場合は、氏名の前に「獣医師」と記入すること。

２　**「４　エックス線装置の有無」**については、獣医療法施行規則第１条第１項第６号に規定するエックス線装置を備えている場合は、有に〇を付け、別紙１のエックス線装置に関する概要書を添付すること。

３　**「５　診療用機器等の管理者の氏名及び住所」**については、往診診療者等が獣医療法施行規則第４条各号に掲げる診療用機器等（以下「診療用機器等」という。）を所有せず、かつ、借り受けていない場合は省略し、往診診療者等が獣医師であって自らその診療用機器等を管理する場合は「往診診療者等」と記入すること。

４　**「６　診療の業務を行う獣医師の氏名等」**については、当該獣医師の獣医師免許証の写しを添付すること。

５　**「７　診療の業務の種類」**については、診療の主な対象が牛、馬、めん羊、やぎ、豚、鶏、うずらその他の畜産業に係る飼育動物である場合は「産業動物」、犬、猫又は獣医師法施行令第２条各号に掲げる飼育動物である場合は「小動物」、それ以外である場合は「その他」に○を付けること。

　　なお、「その他」の場合は、対象を括弧内に記入すること。

６**「９　診療規程及び診療費徴収規程の有無」**については、診療規程、診療費徴収規程その他これらに類する定めがある場合には、有に○を付け、当該規定等を添付すること。